

## 今回の改正により緩和される事例について

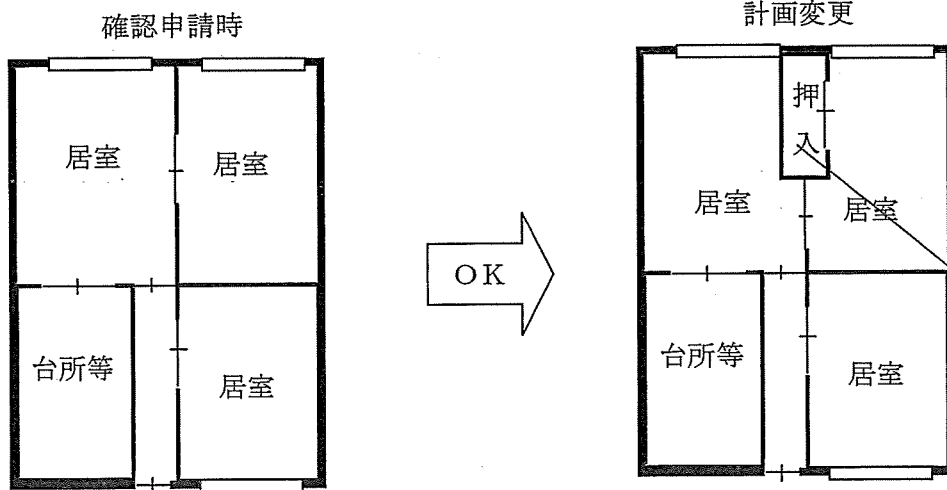
今回の改正では、危険の度又は有害の度が高くないと考えられる場合として、マンションの間取りの変更の場合、次のような変更の例は軽微な変更の対象となります。

このような変更事例については、具体的事例を収集し、年内を目処に事例集を作成してお知らせしたいと考えています。

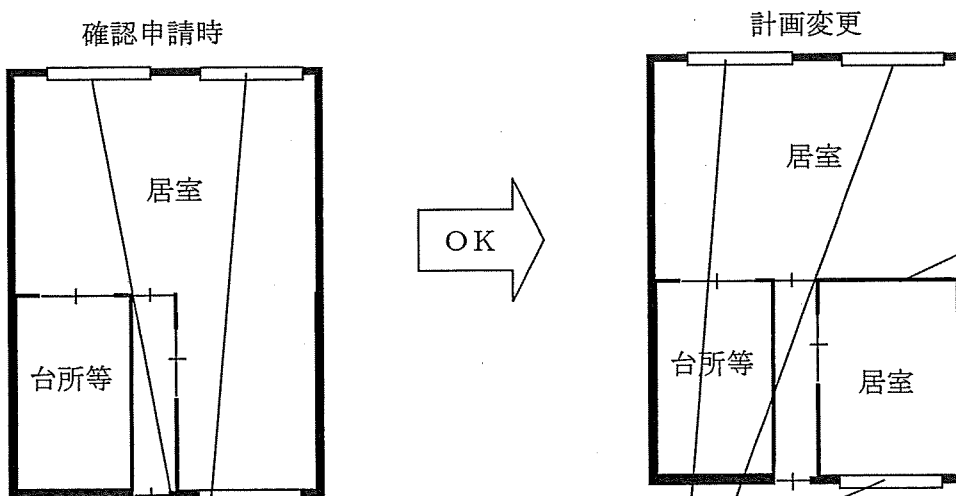
### (マンションの間取り変更の場合)

- ※ 間取りの変更により大きな偏心が生じないように留意する必要があります。
- ※ これ以外の場合が、軽微な変更にあたらないというものではありません。また、この事例では避難距離が長くない場合を想定しています。

事例1：あらかじめ荷重の余裕をもって構造計算を行っている場合でその範囲内で間取りの変更を行う場合



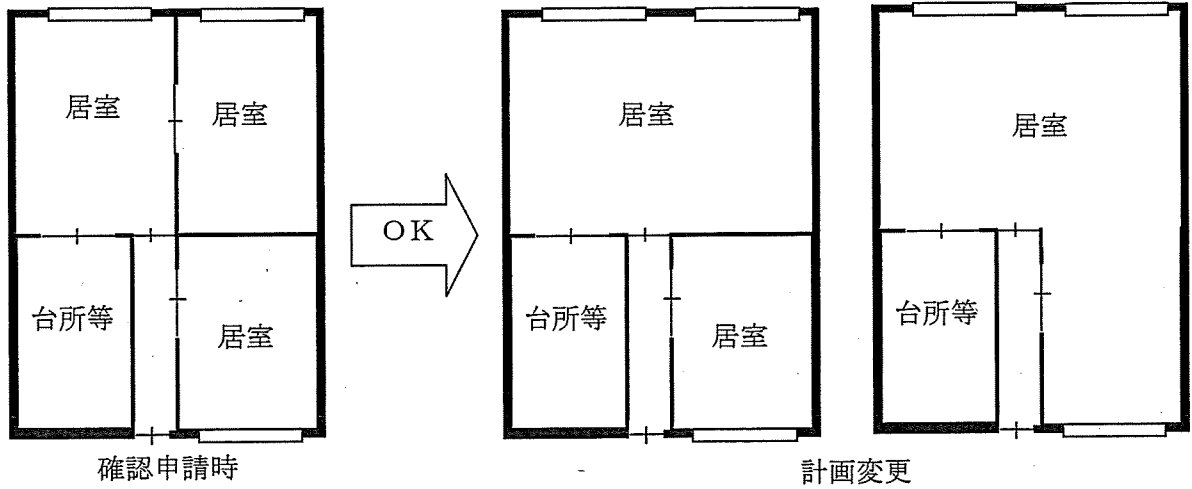
- ・ 間仕切り壁をあらかじめ見込んであった構造計算の範囲内で増加
  - ・ その他仕上げ等をあらかじめ見込んであった構造計算の範囲内で増加
- 注. 間仕切り壁等が増加した場合にあっても、固定荷重が増加しない場合は、OK



確認申請時に、当該窓で採光上、換気上許容できる居室の面積を記述

予め、記載した居室の範囲内であればOK

事例2：間取りの変更において、各部にかかる固定荷重又は積載荷重が増加しない場合（採光・換気に関しては変更がない。）



事例3：間取りの変更において、各部にかかる固定荷重又は積載荷重が増加しない場合（採光・換気に関しては予め検討し、申請することにより処理）

